

標準様式 6-2 (工事)

(第1回 変更) 契約の内容

変 更 契 約 年 月 日	令和6年10月22日
契 約 業 者	奥村組土木興業(株) 東京支店
契 約 業 者 の 住 所	東京都港区浜松町2-6-2
工 事 の 名 称	R5国道50号前橋笠懸道路鐺木川橋下部その1工事(第1回変更)
工 事 場 所	群馬県伊勢崎市野町地先
工 事 種 別	一般土木工事
工 事 概 要	本工事は、上記の工事場所において、以下の内容で一般土木工事を行うものである。 橋梁下部 1 式 道路土工 1 式 橋台工 1 式 地盤改良工 1 式 法覆護岸工 1 式 構造物撤去工 1 式 施工ヤード整備工 1 式 仮設工 1 式
工 期 (自)	令和5年9月13日
工 期 (至)	令和7年2月28日
変 更 前 の 契 約 金 額	405,680,000 円(税込み)
変 更 金 額	30,140,000 円(税込み)
変 更 後 の 契 約 金 額	435,820,000 円(税込み)

変 更 理 由	1. 道路土工 現地精査の結果、施工ヤード整備工及び工事用道路工の数量に変更が生じたため、残土処理工を増工する。 2. 施工ヤード整備工 橋台工の施工ヤードについて、現地盤の地耐力調査の結果、重機の走行及び設置に必要な地盤の支持力不足が確認されたため、施工ヤード整備工（地盤改良及び敷鉄板）を追加する。 3. 仮設工 現地精査の結果、市道から施工ヤードへの大型車の搬入が確保できず、工事用道路設置の必要が生じたため、工事用道路工を増工する 4. 共通仮設費 1) 施工ヤード整備に伴い敷鉄板を仮設材運搬費(2)として、運搬費を増工する。 2) 施工ヤード整備に伴い六価クロム溶出試験費、室内配合試験費、スクリーウエイト貫入試験費による各種試験費が必要になり、技術管理費を増工する。 5. 工期 上記工種の増工・追加に伴い、工期については105日延伸し、令和7年2月28日までとする。
----------------	---

標準様式 6-2 (工事)

(第2回 変更) 契約の内容

変 更 契 約 年 月 日	令和7年2月20日
契 約 業 者	奥村組土木興業(株) 東京支店
契 約 業 者 の 住 所	東京都港区浜松町2-6-2
工 事 の 名 称	R5国道50号前橋笠懸道路鐺木川橋下部その1工事(第2回変更)
工 事 場 所	群馬県伊勢崎市野町地先
工 事 種 別	一般土木工事
工 事 概 要	本工事は、上記の工事場所において、以下の内容で一般土木工事を行うものである。 橋梁下部 1 式 道路土工 1 式 橋台工 1 式 地盤改良工 1 式 排水構造物工 1 式 構造物撤去工 1 式 農道整備工 1 式 施工ヤード整備工 1 式 仮設工 1 式
工 期 (自)	令和5年9月13日
工 期 (至)	令和7年2月28日
変 更 前 の 契 約 金 額	435,820,000 円(税込み)
変 更 金 額	88,550,000 円(税込み)
変 更 後 の 契 約 金 額	524,370,000 円(税込み)

変 更 理 由	1. 道路土工 現地精査の結果、路体（築堤）盛土の施工数量に変更が生じたため、路体盛土工を減工する。 2. 橋台工 現地精査の結果、場所打ち杭の鉄筋を変更する必要があるため、場所打ち杭工を増工する。 当初特記仕様書第83条に基づき、鉄筋組立固定架台を追加したため、橋台躯体工を増工する。 3. 地盤改良工 現地精査の結果、改良範囲に変更が生じたため、固結工を減工する。 4. 法覆護岸工 現地精査の結果、法覆護岸工を削除する。 5. 排水構造物工 現地精査の結果、工事中道路施工に当たり、既存の排水構造物を移設する必要があるため、排水構造物工を追加する。 6. 構造物撤去工 現地精査の結果、窪橋の撤去を行う必要があるため、構造物取壊し工を増工する。 7. 農道整備工 現地精査の結果、窪橋撤去に伴う市道通行止めにより、地元住民が従来使用していた農道を切り廻す必要があるため、農道整備工を追加する。 8. 仮設工 河川協議の結果による施工条件の変更に伴い、鋼矢板の施工方法を変更する必要があるため、土留・仮締切工を増工する。 9. 共通仮設費 1) 掘削機の分解組立輸送の回数に変更が生じたため、運搬費を減工する。 2) 伐木除根及び松杭処分費用として、準備費を追加する。 3) 六価クロム溶出試験費、室内配合試験費、土質ボーリング試験費、土質試験費、土質調査費、土壌調査費、BIM/CIM活用工事に要する費用、3次元起工測量・3次元設計データの作成費、3次元出来形管理・3次元データ納品費用、遠隔臨場費、温度応力解析モデル作成・検討費、道路橋維持管理費用作成費、諸経費動向調査費、橋台・橋脚工及び地盤改良工のモニタリング調査費として、技術管理費を増工する。 4) 快適トイレの設置に伴い、営繕費を追加する。 10. 工期 工期の延伸は行わないものとする。
----------------	---